

釧路司法書士会報

Vol.130

2019

September

9

月号



令和元年度第82回日司連定時総会報告

日司連会員研修規則の一部改正についてほか

発行所／釧路市宮本1丁目2番4号 釧路司法書士会 編集／会報編集委員会

130号目次

CONTENTS

- 3** ご挨拶
会 長 佐 渡 正 幸
- 4** 北海道ブロック協議会 総会に参加して
副会長 森 一 也
- 5** 日本司法書士会会長への道
前北海道ブロック協議会会長 里 村 美喜夫
- 7** 就任の御挨拶
釧路公証人合同役場 公証人 本 田 法 夫
- 8** 日司連定時総会を終えて
十勝支部 平 田 峻 太
- 8** 新入会員挨拶
十勝支部 泉 はるみ
- 9** 入会のあいさつ
北網支部 田 尾 光 弘
- 9** 写真で見るイベント
- 10** 釧路司法書士会 会員の動き
- 11** 釧路司法書士会 業務日誌
- 14** 編集後記

《表紙の写真》

じゃがいも伯爵まつり 9月1日（日）中標津町



ご挨拶

会長 佐渡 正 幸

会員皆様、こんにちは。令和元年の定時総会にて会員の皆様よりご承認をいただき、野村会長の後を引き継ぎ、釧路司法書士会の会長に就任しました、釧路支部の佐渡正幸です。改めまして、よろしくお願ひ申し上げます。

私は、平成8年1月に釧路司法書士会に登録させていただき、今年で早いもので司法書士を業として23年が経過しました。その間におきましては、司法書士の業務をはじめ、会務並びに諸活動におきまして、会員の皆様、そして関係諸団体の皆様には、大変お世話になり、改めて感謝を申し上げます。特に長きに亘り総務担当の理事を務めるにあたり、会員の皆様や関係諸団体の皆様には、いろいろとご指導ご鞭撻を賜りましたことに深謝申し上げます。

さて、近年においては司法書士の業務内容や業務遂行の様式は、時代のニーズに対応すべく年々変化を遂げてきていると感じます。不動産登記手続きにおける厳格な本人確認の方式、簡裁の代理権取得による裁判手続の権限拡充、後見・信託・遺産承継などの新しい分野の業務拡大や、会社法の改正による商業登記手続きの全面的な改正、そして登記識別情報やオンライン登記申請の導入など、我々司法書士の業務は年々進化を遂げ、そしてその職責は拡大していると思います。また新たな司法書士法の改正を受けて、国民の権利擁護と公正な社会の実現という使命規定が明文

化されることや、少子高齢化社会が深刻化することなどに伴い、より一層その職務内容や職責は変革することが予想されます。

私は釧路司法書士会の会長の職務を執行するにあたり、会員の皆様の業務がより円滑に、そして身近な法律家としてその使命である国民の権利擁護と公正な社会の実現という職責を誠実に果たせるよう、法務省や日本司法書士連合会などの関係機関からの情報をいち早く、また正確に会員の皆様に伝達し、総務・経理、相談、研修、広報の各部門の理事者や各支部の支部長様、そして各委員会の皆様と連携をとりながら、諸事情に真摯に対応し、釧路司法書士会の発展のために誠心誠意務めて参る所存でありますので、より一層の会員皆様のご理解ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。会長就任における挨拶とさせていただきます。何卒宜しくお願ひ申し上げます。





北海道ブロック協議会 総会に参加して

副会長 森 一也

もう何年になるのか、私がブロック理事として参加するようになってから。

そろそろブロック理事を卒業しても良いのではないかなと思いつつ出席してきました。

例年のブロック総会は周り順で札幌、釧路、札幌、函館、札幌、旭川と各会場を移して開催となっています。

今年はいつもの札幌での総会で、基本的に役員任期が切れるので、役員改選の総会になっていました。

と言うことは、この総会の前に各地の司法書士会で役員改選が行われ、この総会あとに日本司法書士連合会の役員選挙のある年ということになります。

ブロック総会は日司連の役員選挙に向けての運動の場でもあるということです。

今年は札幌会の里村さん、猿田さんが立候補することが決まり、遠くの会から立候補者が挨拶に来たりしていました。(その後お二人ともに当選いたしました。おめでとうございます。)

釧路会からは、ほかに野村前会長、佐渡会長、有賀副会長、中川理事、中島会員の計6名が出席しました。

本総会の前に開催された、釧路司法書士会の総会においては野村会長の任期満了に伴

い、佐渡会長が選任され、今回は兩名そろい踏みでブロック総会に出席しました。

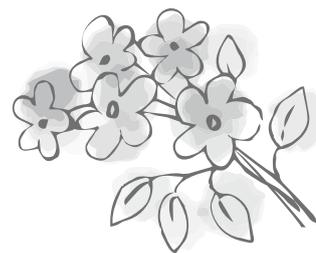
総会の議事進行は順調に進み、議事終了後は日司連の活動、今後の課題などについての報告がありました。

その後は懇親会となり、多数の会員が参加する中、和やかな雰囲気の中で楽しい時間を過ごすことができました。

そして、本日をもってブロック協議会から去ることになる野村会長をはじめ4名の方にたいして花束が贈呈され長年の功績を称えられました。

来年のブロック総会は函館で開催の予定となっております。

次回参加予定の方はそのつもりで来年のスケジュールを確保してください。





日本司法書士会会長への道

前北海道ブロック協議会会長 里村 美喜夫

北海道ブロックのご推薦を受け、令和元年6月19日、20日の開催された第82回日本司法書士会連合会の定時総会において、副会長候補者に当選させて頂きました。ここに、その報告と、ここに至るまでの経緯をご披露し、皆さまへの感謝の気持ちを伝えたいと思います。

私は、昭和62年の司法書士試験に合格し、翌年2月に司法書士登録をしました。司法書士業としては、たくさんの山坂を越えてきましたが、仕事のことはさておき、いわゆる会務の経験は以下の通りです。

- 平成7年～平成17年 日司連総合研究所所員
- 平成7年～平成17年 日司連代議員
- 平成9年～平成10年 札幌青年司法書士会幹事長
- 平成10年～平成11年 札幌司法書士会理事、北海道ブロック司法書士協議会理事
- 平成12年～平成13年 全国青年司法書士協議会 副会長
- 平成13年～平成14年 全国青年司法書士協議会 会長
- 平成14年～平成16年 日司連不動産登記制度改革ワーキングチーム
- 平成16年～平成18年 札幌司法書士会消費者委員会
札幌司法書士会不動産登記法改正検討委員会
- 平成17年～平成19年 日司連 理事
- 平成19年～平成21年 日司連 常任理事（司法支援担当）

- 平成21年～平成23年 日司連 専務理事
- 平成23年～平成27年 日司連 副会長
- 平成27年～平成29年 札幌司法書士会 理事
- 平成29年～平成31年 札幌司法書士会 会長
北海道ブロック司法書士協議会 会長

このような「多忙会務者」の道に入ってしまったきっかけは、昭和63年に札幌青年司法書士会に加入し、司法書士業務とは一味違った活動を知ったことに端を発していると思ひ出させます。開業して3年後の平成元年には、札幌で全青士の全国大会があり、この大会をきっかけに青年会の活動に没頭するようになりました。その後、平成3年には、先輩司法書士と一緒に、北方領土の登記や財産権の取材を釧路地方法務局と同根室出張所に視察に行き、島民の権利を考える機会を得たことにより、権利を蹂躪された市民の活動に興味を示すようになりました。このときに体験した、元島民のみなさんとの交流やその方たちからのお話は今でも忘れることが出来ません。

平成7年1月に、死者6,000名を超えた阪神淡路大震災がおこり、司法書士が災害対策に関わるという重要な体験もしました。このとき、全国青年司法書士会という組織を意識するようになり、その組織が、当時の震災について深く関わっていくにつれて、私も同じようなスピードで、市民救援等の体験をしました。

その年に、札幌司法書士会の代議員に選出

され、日本司法書士会連合会の理事に当選するまで10年間代議員を務めることになりました。この間、日本司法書士会連合会の総合研究所の所員として、他の所員との交流が出来ました。また、定時総会や研修会に積極的に参加し、多くの司法書士の意見を聞き、友人を増やした時期でした。

破産事件数が5万件を超えた平成8年の翌年である平成9年に、札幌青年司法書士会の幹事長(代表)となった私は、ある事件をきっかけに、消費者事件に目覚めてしまいました。それは、バスの運転手をしている夫の借金の整理に奔走し、返済不能状況に陥っていた主婦からの破産事件の依頼でした。手続きをしていくうちに、多重債務者を救済するためには、法的な手続きはもちろんですが、その後の生活の再建まで視野に入れなければならない大変さを、身をもって知った時期でした。

平成10年、いよいよ消費者事件に深く関与する事になり、先駆的な司法書士会が開催する研修会などに参加するようになりました。その過程で、全国クレサラ対策協議会、被害者連絡協議会などを知り、弁護士の木村達也先生と出会うことになりました。木村先生の話は、どれも強烈かつ新鮮であり、人間としてまさに尊敬できる人物でした。

平成13年には、全国青年司法書士会の会長に就任し、木村先生や宇都宮健児先生などと一緒に、全国一斉クレサラキャラバンを実施しました。ヤミ金84事業者を北海道警察に告発したのもこの頃です。多分、活動家として一番充実していた時期だったのではないかと思います。

平成17年には、北海道ブロックの推薦を受け、ブロック推薦理事として、はじめて連合会の役員となりました。その後10年もの間、連合会の役員として働くことなど思いもよりませんでした。この間、会務以外で一番思い

出深いのは、平成23年に、最初に、副会長として立候補したときの選挙活動です。全国の代議員の事務所を回り、自分の意見を伝えてきました。このとき、北海道ブロックの司法書士の方々が、自ら協力を申し出いただき、一緒に回ってくれたことについては今でも感謝しております。平成27年の選挙では、私を指名副会長として立候補した齋木賢二氏が落選し、連合会を去ることになりました。

そしてこのたび、連合会の副会長に、立候補したという経緯です。今回の選挙の後には、いよいよ次は会長だね、といわれることがあります。当ブロックの総会組織員は301名中、12名しかおらず、なかなか会長まで届くことは相当に困難であると思われます。

また、近年の会長選挙では、全国の代議員の事務所等を回ったり、各ブロック総会に参加したりするなど、かなり大変な選挙活動をしているようです。そのためにはそれなりの財力と志を同じくする協力者が必要です。また、能力や知名度があっても、そのときの司法書士制度が目指す方向性や会員の意向によって、必ずしも選挙で勝てるわけではないと思われます。よって、会長を目指すには、「果てしなく続くいばらの道」を覚悟しなければならないようです。

今回の副会長選挙において、貴会をはじめ、北海道ブロックのみなさまが、物心両面において、支援していただいたことに対し、心から感謝申し上げます。今後とも、地元の仲間とともに司法書士制度の発展と維持に全力を尽くしていきたいと考えています。たまには、お会いする事もあると思いますので、忘れないでいて下さいね。



就任の御挨拶

釧路公証人合同役場 公証人 本田 法夫

本年7月1日付けをもちまして、釧路公証人合同役場の公証人を命ぜられました。前任の田村公証人同様、どうぞよろしくお願いたします。

私は、東北地方の福島県出身で、本年3月末まで国家公務員として働いておりました。

福島県は、皆様ご存じのとおり、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、津波による被害と共に、東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故による放射能汚染事故に見舞われました。私の自宅は、福島県の中通り地方の二本松市にあり、原発からは60キロメートルほど離れておりましたが、空中に飛び散った放射能が、一旦浜通りから山脈を超え中通りの北側に移動し、その後中通りを南下したことから、市内全体が放射能をかぶり、自宅の屋根の雨樋をぞうきん拭き、庭・砂利敷の駐車場の表土を約5センチメートルほど剥がし入れ替えるという除染作業を行いました。生活には影響はありませんが、それでもまだ事故前の放射線量には戻らない状況です。

ちなみに、福島県は、県内を南北に縦断している2つの山脈（系）で3つの地方に区分され、太平洋側から、阿武隈山系の東（太平洋）側を「浜通り」（相馬市、南相馬市、浪江町、いわき市など）、阿武隈山系と奥羽山脈の間を「中通り」（福島市、郡山市、須賀川市、白河市など）、奥羽山脈の西側（新潟県側）を「会津地方」（会津若松市、喜多方市、只見町、檜枝岐村など）といい、福島第一原発は浜通りのほぼ真ん中の双葉町、大熊町にまたがってあります。

そんな福島にも、今年も春が訪れ、私も約20年ぶりに三春町の「滝桜」を見に行き、桜の華やかさに心を躍らせてきました。福島県

産の食品は、全品放射能検査をして安全が確認されておりますので、皆さん是非食してください。

さて、公証事務を担当して、あっという間に1か月が経過しました。初めて扱う内容ばかりで、中々スムーズに事務を進められない状況です。私としては、少し時間がかかったとしても、囑託人の皆様の思いや要望を把握し、誤りのない確実な仕事をしたいと思っております。

せっかくの縁をいただいた釧路で、地域住民の皆様の期待に応えられるよう真摯に公証事務を取り組んで参りたいと思います。これまでと変わらぬ皆様方の御指導と御支援をお願い申し上げます、就任の御挨拶とさせていただきます。

参考 「三春滝桜」

福島県田村郡三春町にあり、樹齢1,000年以上（推定）といわれるエドヒガン系ベニシダレザクラ。高さ13.5メートル、根回り11.3メートル。根尾谷淡墨桜（岐阜県本巣市）、山高神代桜（山梨県北杜市）とともに日本三大桜に数えられ、大正11年10月、桜の木としては初めて国の天然記念物に指定された。四方に伸びた枝から、薄紅色の小さな花を無数に咲かせ、その様はまさに流れ落ちる滝のように見えることから「滝桜」と呼ばれるようになったともいわれています（みはる観光協会ホームページより）。





日司連定時総会を終えて

十勝支部 平田 峻太

令和元年6月19日、20日の両日に開催された日司連定時総会に初めて代議員として出席してきました。佐渡新会長に「一緒に総会に行くだけだから～」と気軽なお誘いを受け、気軽に引き受けてしまいました。今年度は本当に出席するだけでしたが、総会より帰って来てから、選挙管理委員や、議事運営委員という立場もあることを知りました。東京や関西圏の代議員の方々の熱心さに驚いて来たところですので、来年以降勤まるか心配です。

初めての定時総会は、選挙だからというのものもあるのか、異様な熱気があるように感じました。総会前から、私が仕事中心にもかかわらず（立候補者も執務時間中なんでしょうけれど）選挙応援の電話がどんどん来ていたので、その会場の雰囲気にも妙に納得したものです。選挙の結果は、会長に今川現会長が再選され、北海道、東北ブロックの候補者は全

員当選されました。北海道、東北ブロックからすると満点の結果だったように思います。

その他、沖縄の基地問題に関する意見書が上程されたものの否決され、「司法書士が法律家としての使命を果たすため、養育費問題、面会交流支援について、専門部署の設置の検討を含め、積極的に取り組むべく行動する決議」が可決されました。沖縄の件については政治的な要素もあるので、否決されたのもやむを得ないのかと感じました。

最後に、代議員にはなりましたが、積極的に全国の代議員の猛者達と討論したいとは思っていません。私に意見を託されても、「勇気ある取り下げ」に応じる可能性があることを申し添え、今回、日司連の定時総会へ参加するという貴重な経験をさせて頂いたことにお礼を申し上げます。



新入会員挨拶

十勝支部 泉 はるみ

本年3月に釧路司法書士会に入会させていただきました、泉はるみと申します。

平成27年から帯広市の上野司法事務所で補助者として勤務し、司法書士登録後も引き続き同事務所にお世話になっています。

私は平成20年の司法書士試験合格後、研修は受講したものの実務は全く経験することなく7年間を過ごし、補助者になったときには試験勉強中に覚えたことは遙か記憶の彼方へ消え去っていました。また、戸籍の請求や免

許税の計算、申請書類のつづり方さえ本で勉強しただけの私には全く未知の世界でした。ですから事務所の先輩方には大変お世話になり、今も日々ご教示いただいております。

まだまだ知識も経験も乏しく試行錯誤の毎日ですが、日々精進し向上心をもって業務に取り組んでいきたいと考えておりますので、会員の皆様方におかれましてはご指導のほど宜しくお願いいたします。



入会のあいさつ

北網支部 田尾 光 弘

短い夏も終わり、台風のやって来る季節になりますが、北見地方では玉ねぎや、じゃがいもの収穫時期となり、これから長い冬が近づくとすると、春から秋が短く感じられてしまいます。

この度、4月22日付で釧路司法書士会に入会いたしました。よろしくお願いいたします。私の生まれは北見市の隣にある置戸町です。昭和51年3月に高校を卒業するまで住んでおりました。その後、釧路地方法務局に入局し、42年間勤務をし、昨年3月に北見支局を最後に定年退職いたしました。本年5月末までは、真貝先生の事務所でお世話になり、司法書士としての勉強をさせていただきました。

6月から真貝先生の後を継いで開業し、2ヶ月あまり経ちますが、わからないことばかりや、コンピュータの操作等についても、大変苦労しております。妻と娘の3人だけで、何とか楽しくやっっていこうと思っております

ので、今後ともどうかよろしくお願いたします。

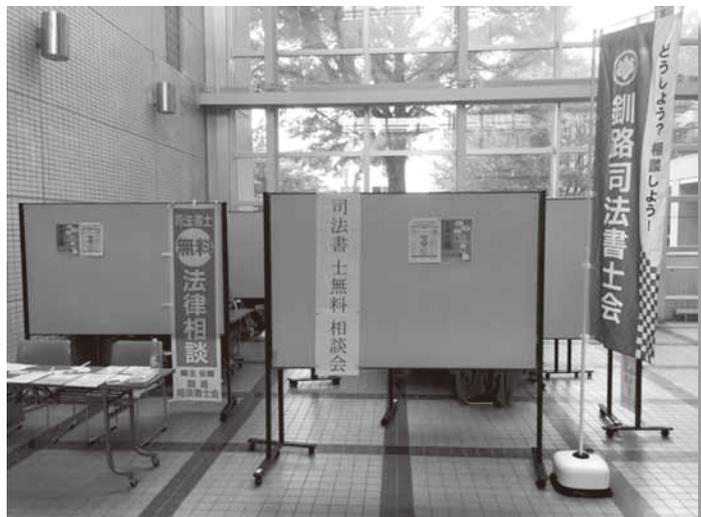
42年のほとんどを、登記事務に従事しておりましたので、昔からの法務局を知る者としては、今のコンピュータ化やオンライン申請となつて、さらなる事務の効率化や迅速処理が求められ、個人目標、業績、指導能力やマニュアル作りといった管理社会のため、若い法務局職員は成績ばかりを気にして仕事をしているようで、将来定年を迎える頃の法務局がどうなっているのか、心配ではありますが、若い職員の能力が高いことはわかっておりますので、奮闘を願うばかりです。

私も年金が貰えるまでは、再任用で法務局に居るつもりでしたが、真貝先生に声をかけていただき、また、思うところもあつて、開業することが出来ました。たくさんの方に驚かれましたが、何とかがんばっていきたく思います。

写真で見るイベント



定期総会



無料相談会

釧路司法書士会 会員の動き

平成30年7月31日現在

***入会**



● ^{いずみ}泉 はるみ 様 (十勝支部)
 登録年月日 平成31年3月22日
 登録番号 釧路 第247号
 事務所住所 〒080-0015
 帯広市西5条南4丁目11番地
 電話番号 (0155) 23-5262
 FAX番号 (0155) 23-9796



● ^{た お みつ ひろ}田 尾 光 弘 様 (北網支部)
 登録年月日 平成31年4月22日
 登録番号 釧路 第248号
 事務所住所 〒090-0029
 北見市北9条東1丁目15番地
 電話番号 (0157) 23-0396
 FAX番号 (0157) 23-7623



● ^{す どう かず のり}須 藤 和 典 様 (北網支部)
 登録年月日 平成31年4月22日
 登録番号 釧路 第249号
 事務所住所 〒090-0036
 北見市幸町2丁目1番31号
 電話番号 (0157) 26-8340
 FAX番号 (0157) 26-8340

***退会**

● 中 村 幸 雄 様 (釧根支部)
 退会年月日 平成31年3月29日
 登録番号 釧路 第25号

● 池 田 義 弘 様 (北網支部)
 退会年月日 令和元年5月31日
 登録番号 釧路 第204号

● 加 藤 敦 様 (北網支部)
 退会年月日 令和元年7月21日
 登録番号 釧路 第112号

●真 貝 康 夫 様 (北網支部)

退会年月日 令和元年7月31日

登録番号 釧路 第 1 2 8 号

*変 更

●菅 原 亮 様 (釧根支部)

平成31年3月5日受付

事務所住所 〒088-0627

釧路郡釧路町東陽西1丁目9番地12

電話番号 (0154) 68-4150

FAX番号 (0154) 68-4151

●平 田 峻 太 様 (十勝支部)

平成31年4月2日受付

事務所住所 〒089-3314

中川郡本別町南3丁目1番地1

電話番号 (0156) 22-1616

FAX番号 (0156) 22-1617

釧路司法書士会 業務日誌

4月

April

- | | | |
|---------------|--|---------------------------------------|
| 1日(月) | 福祉医療機構事務処理
補助者申請〔中村事務所：渡部真由美殿〕
補助者申請〔泉はるみ事務所：坂田悌弘殿・坂田あずさ殿・坂口眞里子・橋爪美奈子殿
・関口菜緒子殿〕 | 於：事務局 |
| 9日(火) | 登録面接 (田尾光弘氏・須藤和典氏) | 於：事務局 |
| 11日(木) | 補助者申請〔中田事務所：島淑恵殿〕 | |
| 11日(木)・12日(金) | 会長会 | 於：日司連ホール (野村会長) |
| 13日(土) | ブロック理事会 | 於：札幌司法書士会館
(野村会長・森副会長・中川理事) |
| 16日(火) | 監査
資格者代理人方式に係る意見聴取 | 於：事務局
於：日司連ホール
(野村会長・森副会長・中川理事) |
| 17日(水) | 補助者申請〔横山事務所：沼倉蓮殿〕 | |
| 19日(金) | 北網支部総会 | 於：ホテルクラウンヒルズ北見 |

20日(土)	理事・支部長会議	於：事務局
25日(木)	登録交付式（田尾光弘会員・須藤和典会員） 釧根支部総会	於：事務局 於：釧路センチュリー キャッスルホテル
26日(金)	福祉医療機構事務処理	於：事務局

5月

May

7日(火)	補助者申請〔菅原亮事務所：野坂涼子殿〕	
11日(土)	十勝支部総会	於：アパホテル帯広駅前
14日(火)	会長・副会長・理事Web会議 補助者申請〔笹島史人事務所：触沢友美殿〕	於：事務局
24日(金)	釧路土地調査士会定時総会	於：北見 ホテル黒部（野村会長）
25日(土)	釧路司法書士定時総会	於：アパホテル帯広駅前
31日(金)	住宅金融支援機構事務処理	於：事務局

6月

June

1日(土)	ブロック理事会・ブロック総会	於：ホテルノースシティ (ブロック理事他3名)
4日(火)	補助者申請〔須藤和典事務所：須藤英二殿〕・〔田尾光弘事務所：田尾節子殿・矢口綾香殿〕	
19日(水)・20日(木)	第82回日本司法書士会連合会定時総会	於：渋谷ヒカリエホール (佐渡会長・平田代議員)
28日(金)	住宅金融支援機構事務処理	於：事務局
29日(土)	理事・支部長会議 第1回北網支部研修会	於：事務局 於：北見市民会館

7月

July

1日(月)	福祉医療機構事務処理	於：事務局
6日(土)	釧根支部支部合宿研修会 十勝支部研修会	於：民宿あつけし 於：十勝ガーデンズホテル
13日(土)	ブロック新人研修実行委員会	於：札幌司法書士会館（酒井理事）
15日(月)	会報編集委員会	於：ANAクラウンプラザホテル釧路
27日(土)	第2回北網支部研修会	於：北見市民会館
30日(火)	法テラスの日無料相談	於：とかちプラザ
31日(水)	住宅金融支援機構事務処理	於：事務局

8月

August

- | | | |
|---------------|---------------------------------|---|
| 1日(木) | 福祉医療機構事務処理 | 於：事務局 |
| 5日(月) | 法テラスの日無料相談 | 於：阿寒町ひだまり |
| 8日(木) | 法テラスの日無料相談 | 於：釧路市役所 |
| 14日(水)～16日(金) | 事務局お盆休み | |
| 17日(土) | 日司連新期綱紀調査委員会ブロック別研修会
ブロック理事会 | 於：札幌司法書士会
(金田副会長・大場会員)
於：札幌司法書士会
(森副会長・中川理事) |
| 20日(火) | 会長・副会長・理事Web会議 | 於：事務局 |
| 22日(木) | 補助者申請〔尾越弘典事務所：田村美佳殿〕 | |
| 24日(土) | 第1回業務研修会「司法書士の倫理」 | 於：とがち館 |
| 26日(月) | 北見市成年後見養成研修会（講師 辻香澄会員） | 於：北見市総合福祉会館 |



編集後記

～司法書士と国有林野管理経営法の改正には関わり合いはあるのだろうか～

先日、とある講演を聞き勉強をしたことについて少し疑問に思ったので感想を述べたいと思います。令和元年6月5日国有林野管理経営法の一部改正され、樹木採取権制度が主な内容となっています。

概要といたしましては①樹木採取区の指定②樹木採取権の設定を受けるものの公募・選定③事業の実施④樹木の採取跡地における植栽となっております。ではなぜこの法律が改正されたのかということと戦後造成された人工林が本格的な利用を迎え、この森林資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用していくことが、今後の森林・林業施策の主要課題となっています。また、林業経営者の育成が不可欠となっており、国有林が民有林を補完する形で、長期・安定的にこうした林業経営体に木材を供給するとともに、国産材の需要拡大に向けて川上と川中、川下の需要者との連携強化を図ることが有効であり、できるだけ早期に仕組みを整備するためであります。

僕が目にしたのは樹木採取権の設定であり、性質では物権とみなすということでもあります。ということは不動産登記法でいう採石権に類似するものかと思い、調べてみると法第8条の6で農林水産大臣が樹木採取区の指定、法第8条の7で公募、法第8条の8で希望する者は申請して審査、法第8条の14で樹木採取権実施契約、法第8条の20で登録をする流れとなっています。樹木採取権登録簿に樹木採取権者を登録の다가抵当権の設定もできるらしい。性質のとおり物権とみなすので登録するための登録免許税法の一部改正には樹木採取権に抵当権の設定はもちろんのこと、移転、順位変更、信託もある。

この参加した講演は一般的な制度趣旨の説明なので段落、上半分の内容で、下半分の設定は少し自分が気になったところを調べたところです。とかく、この法律の勉強にしても司法書士としてもまだまだ未熟な僕としてはこの制度の申請依頼が来るか来ないかは別として、だれが代理としてどのように申請していくのか気になって夜は寝られる今日この頃です。

今年もあとわずかとなってきましたが会員の皆様はご多忙とは存じますが健康で益々ご活躍されますようご祈念申し上げます。

令和元年9月1日

釧路支部 宗形 一輝